

報 道 資 料

令和3年1月20日
農業水産振興課鳥獣対策係
豊田・小島
0742-27-7480
内線 3842・4012

野鳥監視重点区域の解除について

五條市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例を受け令和2年12月6日（日）に、さらに、吉野郡大淀町で回収した死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出を受け令和2年12月20日（日）に、環境省が指定した野鳥監視重点区域（発生地点および回収地点から半径10km以内）について、県では野鳥の監視を強化をしてきたところですが、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和3年1月19日（火）24時に環境省が解除しましたのでお知らせします。

1. 経緯

（1）五條市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例

- 令和2年12月5日（土） ・ 奈良県が、当該農場から死亡鶏が増加した旨の通報を受け、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施
- ・ 当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- 12月6日（日） ・ 当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
- ・ 環境省が発生農場周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 12月9日（水） ・ 環境省が野鳥緊急調査チームを派遣し、県と合同で野鳥緊急調査を実施
- ～10日（木）
- 12月11日（金） ・ 防疫措置完了

（2）吉野郡大淀町の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例

- 令和2年12月20日（日） ・ 吉野郡大淀町において、オオタカ1羽の死亡個体を回収
- ・ 同日、奈良県家畜保健衛生所において簡易検査を実施し、A型鳥インフルエンザ陽性反応を確認
 - ・ 環境省が回収場所から半径10km範囲を野鳥監視重点区域に指定（12月6日指定区域と一部重複）

12月25日（金） ・ 鳥取大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出

12月28日（月） ・ 県が野鳥緊急調査を実施

（3）野鳥監視重点区域の解除

令和3年1月19日（火） ・ 野鳥において異常が確認されなかったことから、環境省が当該野鳥監視重点区域を解除※

※「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています。

－野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする。

－家きんの場合は、防疫措置完了の次の日を1日目とする。

－環境資料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

なお、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が少しでも重なる場合は、原則として最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。

2. 対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、最高レベルとなる「対応レベル3」とされていることから、引き続き死亡野鳥の検査等の監視強化を継続します。